

亀山市告示第2号

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第7条第1項の規定により、富山県及び石川県における同条例の規定による市税の申告等の期限の延長（令和6年亀山市告示第28号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和7年1月7日

亀山市長 櫻井 義之

都道府県名	指 定 地 域
石川県	七尾市及び羽咋郡志賀町